



# 社協だより

# 18号

平成21年3月1日

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

## 平成20年度八幡浜市社会福祉大会



### 福祉の向上、ボランティアの推進を目的に

- 一、すこやかな心ふれあう、思いやりのあるまちづくりを推進しよう。
- 二、心を育む福祉教育やボランティア活動を推進しよう。
- 三、挨拶や声かけ運動を広め、地域での助け合い活動を推進しよう。

を大会スローガンに去る一月二十四日(土)八幡浜市民会館において高橋市長をはじめ多数の来賓・市内福祉関係者等400余名の参加を得て八幡浜市社会福祉大会を開催しました。式典では、会長挨拶、来賓祝辞の後、福祉功勞者に表彰状並びに感謝状が授与されました。

その後、「良い介護とはがんばらない介護である」と題して野原すみれ氏の講演がありました。「子育てでは、昨日出来なかった事が今日は出来るという成長を楽しむことが出来ます。しかし、介護の場合、認知症のお年寄りは昨日出来たことが、今日は出来ないという悲しみがあります。そういうなかで、介護を一人で抱え込み、無理をすると共倒れになる。うまくサービスを利用して、健康に気をつけて頑張らないでほしいと、義母の介護の経験をもとにした話しには、説得力がありました。

おめでとーございませう。

(敬称略)

#### 市長表彰

優良ボランティア

藤岡美恵子

藤渕 定代

#### 社協会長表彰

福祉施設功勞

大石 伸泰

#### 優良ボランティア

大棟千枝・上向幸子・都築佐代子  
今井淑子・木綱絹代・白石梅子  
木多瑠美子・吉浦里子・中島容子  
浜本雅司・山田成美・宇都宮吉彦

#### 優良団体

片山町唐獅子保存会・日赤奉仕団松蔭支部  
日土婦人会・真穴地区社会福祉協議会  
白浜地区民生児童委員協議会

#### 社協会長感謝

#### 個人の部

三好敏男・菊池正明・宮瀬廣三郎  
菊池 功・鈴江幸之助・河端マサ子  
小泉祥晃・小泉六子

#### 団体の部

保内中学校生徒会・くじら病院・国際ソ  
ロプチミスト八幡浜・かもめスイング会  
南予歌謡同好会・愛宕ブロック(江戸岡  
小学校・白浜小学校・愛宕中学校)  
保内カラオケ愛好会・シグナル保内  
酒六OB会・八幡浜陶芸会・新川地蔵



**サロン  
紹介**

**今回は、真穴地区のサロン  
「ひだまりの会」を紹介します。**

毎回喜んで出席しています。食事の献立は皆で好きな物、懐かしい物の中から健康推進協議会の方に手伝っていただき作ります。昔話をしながら楽しく料理をしたり、口腔体操をしたり、元気で明るくいられるようにと楽しみに参加しています。 と参加者の声



童心に返って…笑いは長寿の秘訣



楽しくおすし作り「お味はどう？」

サロンの仲間は高齢者が大半なので、お互いの健康を確認しあい、軽い体操や手芸など楽しみながら出来ることをしています。

あなたの身近な地域にもサロンを作ってみませんか？

八幡浜市社会福祉協議会では、地域住民が住みなれた場所で生き生きと元気に暮らすことを目指して、サロンの立ち上げのお手伝いをしています。

20年度は新規に 2ヶ所立ち上がり、市内で 53サロンとなりました。

サロンに関するご相談は八幡浜市社会福祉協議会までご連絡下さい。(☎23-2940)

**歳末たすけあい募金実績**

**4,473,772 円**

**ご協力ありがとうございました**

募金内訳	戸別募金	3,941,543円
	職域募金	203,766円
	学校募金	197,792円
	その他	130,671円

この募金は市内の要支援独居老人、要支援世帯、養護児童施設、障害者作業所などへ歳末見舞金として、又、地域福祉の為に配分されました。



大きな丸テーブルが二つになり作業がはかどります。  
- 王子共同作業所 -

## 平成21年度赤い羽根共同募金

## 配分金助成事業「ボランティア支援事業」助成募集

八幡浜市共同募金委員会では、地域福祉を推進する住民主体の様々な活動を行うボランティアグループ・団体に対して下記により助成募集を実施します。

- 《助成対象》 市内で住民福祉の向上に寄与している団体・グループ
- 《助成対象事業》 児童・障害者・高齢者などへの身近な福祉サービス、支援活動事業費
- 《助成金額》 1事業3万円以内
- 《応募期間》 平成21年4月1日～5月31日
- 《審査・選考》 配分の可否については、本会の配分委員会の承認を経て決定

20年度は「ほほえみ会」「朗読ボランティアどんぐり」「八幡浜ともしび婦人会」「八幡浜視覚障害者協会」「トトロ・Jクラブ」「巣立ちの会」「神山おやじ隊」「点訳サークル竹の子会」等がこの助成金を受けて様々な事業を実施しました。



神山おやじ隊「デイキャンプ」



朗読ボランティア「どんぐり」  
録音図書利用者との料理教室



八幡浜ともしび婦人会 ジャンボかるた取り大会

# 権利擁護セミナーを開催しました

12月9日市民スポーツセンターにて、白梅学園大学の堀江まゆみ教授を招き、高齢者や障害者住民との共生の社会づくりの意識を高める為に「権利擁護セミナー」を開催しました。市内外から約200人の福祉関係者が集まりました。

「とにかく、援助する側、される側で上下関係ができてしまいがち、ノーと言いたい障害者やその親たちは言いたい事も言えず泣き寝入りしている。地域ぐるみで、障害者の権利を守る仕組みを作る必要がある」と講演されました。



お知らせ

## 派遣切り・雇い止めホットライン

### 全国一斉電話相談

弁護士が雇用、収入、住まいなどを失う労働者から相談を受け対処方法をアドバイスします

- 日 時 平成21年3月9日(月)午前10時～午後4時
- 内 容 弁護士が電話相談に応じます。(面接相談は不可)
- 直通電話 (代)089-941-6670
- 相談料 無料
- 主 催 日本弁護士連合会・愛媛弁護士会

## 心配ごと相談所

一人で悩まないで、相談してみませんか？

相談は無料  
秘密厳守

■ 本 所	一 般 相 談	第 2・4 木 曜 日	午後 1 時 3 0 分～午後 4 時
	法 律 相 談(要 予 約)	第 1 木 曜 日	午後 1 時 3 0 分～午後 4 時
	税 金 ・ 登 記 相 談	第 1 月 曜 日	午後 1 時 3 0 分～午後 4 時
■ 支 所	一 般 相 談	毎 月 1 0 日 (土・日曜・祝日の場合はその翌日)	午後 1 時 3 0 分～午後 4 時
	法 律 相 談	4・7・10・1月の 第 3 木 曜 日	午後 1 時 3 0 分～午後 4 時

相談日については、毎月「広報やわたはま」に掲載しています。

# 認知症や障がいをもつあなたの家族に 成年後見人は必要か？

人間は20歳を過ぎたら、家族は本人の代わりに「法律行為」をすることはできません。「法律行為」というと難しくそうですが、買物をしたり、福祉サービスの利用契約を結んだり、郵便局や銀行に口座を開いたり…という日常生活をするために必要なたくさんのお金が

「法律行為」にあたります。

「後見人なんてなくても口座は開けたわよ。」「後見人がいなくても出金できるわよ。」

あなたはそう思っているかもしれませんが、ヘルパーを利用するための事業所の契約だってみんな家族がやっているし、と思うでしょう。

後見人がいなくても今すぐ困ることはほとんどありません。あまり厳密にするさいことをいって世の中混乱してしまうから黙認されているのです。

しかし、あなたにもしものことがあった時、あなたの知らないこと

ところで認知症や障がいを持つあなたの家族が悪質商法に引っかかって被害を受けた時、後見人がいないために認知症や障がいをもつあなたの家族がどんな目にあうのか想像してみましよう。平穩に暮らしている時はわからないだけなのです。

もうひとつ、考えてほしいことがあります。

ひょっとしたら、あなたが平穩とおもっているだけで、認知症や障がいを持つ本人はもっと別の暮らしがしたいと思っているかもしれません。

親には親、子には子しかできないことはいっぱいあります。しかし、あなたの家族だからこそわからないこともあります。障がいをもつわが子や認知症をもつ親が大切で心配でしょうがないから、見えないうことがあつたのです。そういう事情を理解してあなたの家族

の人生を考えてくれる第三者(後見人)が必要なのかもしれません。

心配しないで下さい。後見人がいないのはあなたの家族だけではありません。全国を見渡しても、成年後見はあまり進んでいないのです。認知症や障がいをもついるあなたの家族が、どうすれば本人が安心して本人らしく生活できるのか、関心をもってください。

成年後見について考えることは、なにも難しい制度について勉強することではありません。あなたが認知症や障がいをもつ家族についてよく知り、あなた自身のこと、社会のことについてもよく知ることです。そして、認知症や障がいのある家族がどうやってよりよい人生を歩んでいくことができるのかを考えることにほかなりません。

あなたにもしものことがあつた時、認知症や障がいをもつ家族が路頭に迷うことがないように、今

から始めましょう。それが、かけがえない今この時を幸せに生きることにつながるのではないのでしょうか？



# 成年後見は必要か？

あなたの家族に後見人が必要なかどうか考えましょう。さあ、次の設問に答えてみてください。

## Q1. 福祉サービスを選んで契約する

ホームヘルプやデイサービス等が必要な時に、事業所と契約してサービスを受けることができる？グループホームへの入居の契約を事業所としたり、嫌になったときに契約を解除したりすることができる？

- ① できる
- ② できるが、事業所の言いなりになっている面がある
- ③ 利用時間に制限があることや、自己負担の意味がよくわかっていない
- ④ 事業所やヘルパーに苦情がいえぬ
- ⑤ できない



## Q2. 年金の管理と出納

自分で口座を管理し、振り込まれてくる年金の中から必要な分をカードで引き下ろしたり、公共料金の支払いをすることができる？

- ① できる
- ② できるが、時々誰かが確認しないと不安だ
- ③ 引き出すことはできるが、収支を考えることが苦手だ
- ④ 口座やATMのことがあまり理解できていない
- ⑤ できない



## Q3. 相続について

親や配偶者、子等が亡くなった時、自分で遺産を相続する権利があることを理解し、そのための手続きをすることができる？弁護士などに手続きを依頼することができる？相続した遺産を管理することができる？

- ① できる
- ② 誰かが教えてくれればだいたいできる
- ③ 親が残した負債も相続する場合があることを理解できない
- ④ 遺産を分け合うという意味がよくわからない
- ⑤ できない



# あ な た の 家 族 に は

認知症や障がいがあるからといって、誰でも成年後見が必要なわけではありません。後見人がつくると色々な面で安心ですが、選挙権がなくなる場合もあります。

## Q4. 財産の処分

相続した財産をもっているだけでは仕方がないので、それを処分して施設利用料を支払う等生活費にあてたり、アパートを建てて家賃を得ることを計画することができる？

- ① できる
- ② 誰かが教えてくれればだいたいできる
- ③ 世話になった施設に気前よく寄付したり、友達に分け与えたりする傾向がある
- ④ 不動産、財産などの概念があまり分かっていない
- ⑤ できない



## Q5. 悪質商法の被害

リフォーム詐欺に引っかかったり、高額な宝石やエステや会員権などを買わされたりしたことがある。まだないが、いつ被害にあうかわからない。被害にあったときにどうやれば救済されるかわかる？

- ① 悪質商法に引っかかってはいけないと思っている  
被害にあったら消費生活センターに相談することができる
- ② 被害にあったことがあるが、それを教訓にして用心するようになった
- ③ 何でも人の言うことは信じてしまう傾向があるので、いつ被害にあうか心配だ
- ④ 相手を疑うことができない
- ⑤ できない



## Q6. 治療と入院

体の具合が悪くなったり、ケガをしたときに、病院に行って治療してもらったり入院手続きができる。きちんと症状を説明し、医者に質問することができる？

- ① できる
- ② 医師や看護師への説明・質問はできるが、病状や治療方針の理解は難しい
- ③ 他の医師に診てもらおう判断が難しい
- ④ 入院の手続きや薬の副作用の意味がよくわからない
- ⑤ できない



さあ、どうでしたか？たぶん、障がいや認知症がなくても、胸をはって全て①だったと答えられる人はあまりいなかったのではないのでしょうか？①が多い人は、後見人の利用を今は考えなくていいと思います。

⑤が多かった人、あなたの家族には後見人が必要です。たとえ、お世話しているあなたが若くても健康でも、もしもの時のために後見人について今からよく準備していただこうがいいと思います。②③④が多かった人も後見制度の利用をお勧めします。今の世の中、とても便利になりましたが、とても複雑で契約でしぼられるようになりました。悪意のある人もたくさんいて、認知症の高齢者だから、障がい者だからといって容赦しません。

家族だけで悩まないで、ぜひ、地域包括支援センターや福祉事務所、社会福祉協議会までご相談下さい。

また、下記の「成年後見制度無料相談会」まで足を運んでいただければ、成年後見制度に精通している弁護士や社会福祉士から適切なアドバイスをいただけるとおもいます。

※参考資料：「親のための成年後見ハンドブック」(P and A-J 代表 野沢和弘)

## 平成20年度成年後見制度 無料相談会

成年後見制度の利用を勧められたが、どんな制度か知りたい  
後見人等を立てたいが、手続きの方法は？  
親なきあとの子供のことが心配  
などなど、成年後見制度に関する相談をお受けします。

- 日 時 平成21年3月17日(火)  
13:30~16:00
- 会 場 八幡浜市保健福祉総合センター 4階 介護教室  
(八幡浜市松柏乙1101番地)
- 相談員 成年後見制度に精通している弁護士・社会福祉士
- 相談料 無料
- 受 付 当日受付  
※相談員は複数名いますが、当日の相談件数によっては  
お待ち頂くこともございますのでご了承願います。
- 主 催 社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会  
電 話 0894-23-2940  
FAX 0894-23-0506